

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

- (1) 追分地区地域計画
- (2) 北部地区地域計画
- (3) 東部地区地域計画
- (4) 西部地区地域計画
- (5) 南部地区地域計画
- (6) 河辺地区地域計画
- (7) 雄和地区地域計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。